小型空調契約(選択約款)新旧対照表

小型空調契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(小型空調料金)(新)	備　考
1.適　用 この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。	1.適　用 この料金等定義書は、この料金等定義書の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。	変更
2.選択約款の変更 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。	2.料金等定義書の変更 当社は、この料金等定義書を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の料金等定義書によるものとします。	変更 変更 変更
3.用語の定義 (4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。	3.用語の定義 (4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この料金等定義書においては10%といたします。	変更
4.適用条件 使用者が、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガス使用量を計量する専用のガスメーター(以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。	4.適用条件 使用者が、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガス使用量を計量する専用のガスメーター(以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置する場合には、当社に対してこの料金等定義書の適用を申し込むことができます。	変更
5.契約の締結 (1)使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種、又は小型空調契約2種のいずれかを契約していただきます。 (2)契約期間は次のとおりといたします。 ①　新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の検針日までといたします。	5.適用の開始および適用終了 (1)使用者は、本料金等定義書を承諾のうえ、当社に適用を申し込んでいただきます。本料金等定義書の適用は、当社が申し込みを承諾した時点から開始いたします。 (2)使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種又は小型空調契約2種のいずれかの適用を受けるものとします。	変更

小型空調契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(小型空調料金)(新)	備　考
②　契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の検針日までといたします。 ③　契約期間満了時において当社とお客様の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。 (3)当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は小売約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。 (4)当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款(小売約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。	(3)本料金等定義書の適用は、適用開始日から終了時期を定めずに継続するものとします。 (4)当社は、小型空調機器の使用がないことを確認した場合には、本料金等定義書の適用を終了し、一般ガス料金等定義書を適用することがあります。 (5)当社は、使用者が当社との本料金等定義書または他の料金等定義書にもとづく料金を、小売契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。	
6. 使用量の算定 各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。	6. 使用量の算定 各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に適用終了を行った場合には、当該月の検針日及び適用終了を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。	変更
7. 料　金 (1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して25日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相	7. 料　金 (1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して25日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等	

小型空調契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(小型空調料金)(新)	備　考
当額を含みます。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。 なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。	相当額を含みます。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。	
(2)当社は、小型空調契約1種には別表の料金表1を、小型空調契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。	(2)当社は、小型空調1種には別表の料金表1を、小型空調2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。	変更
8. 単位料金の調整	8. 単位料金の調整	
(1)当社は、毎月、(2)　②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。	(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。	変更
イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) ＝基準単位料金＋0.066円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)	イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) ＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)	変更
ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) ＝基準単位料金－0.066円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)	ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) ＝基準単位料金－0.078円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)	変更
(　備　考　) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。	(備　考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。	
(2)　(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。	(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。	

小型空調契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(小型空調料金)(新)	備　考
①　基準平均原料価格(トンあたり) 37,710円	①　基準平均原料価格(トンあたり) 82,710円	変更
②　平均原料価格(トンあたり) 別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 (　算定式　) 平均原料価格 ＝トンあたりLNG平均価格　×0.9771 ＋トンあたりLPG平均価格　×0.0474 (　備　考　) トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。	②　平均原料価格(トンあたり) 別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 (算定式) 平均原料価格 ＝トン当たりLNG平均価格×0.9330 ＋トン当たりLPG平均価格×0.0731 (備　考) トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。	 変更 変更
③　原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 (　算定式　) イ.平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ.平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格	③　原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 (算定式) イ.平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ.平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格	

<table>
<tr><th>小型空調契約(選択約款)(旧)</th><th>料金等定義書(小型空調料金)(新)</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>付　則
本選択約款の実施期日
本選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。</td><td>付　則
1.本料金等定義書の実施期日
本料金等定義書は、令和8年4月1日から実施いたします。
2.新規適用の停止
当社は、令和8年4月1日以降、本料金等定義書の新たな適用の申込みを受け付けません。
3.経過措置
前項にかかわらず、令和8年3月31日までに本料金等定義書の適用を開始しているものについては、なお従前の例によります。</td><td>変更
変更
追加
追加</td></tr>
<tr><td>(別　表)
2.料金表1(小型空調契約1種)(消費税等相当額を含みます。)
(1)基本料金
<table><tr><td>1か月につき</td><td>2,860.00 円</td></tr></table>(2)基準単位料金
<table><tr><td></td><td>冬　期</td><td>その他期</td></tr><tr><td>1立方メートルにつき</td><td>126.13 円</td><td>116.45 円</td></tr></table>(3)調整単位料金
(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3.料金表2(小型空調契約2種)(消費税等相当額を含みます。)
(1)基本料金
<table><tr><td>1か月につき</td><td>1,056.00 円</td></tr></table></td><td>(別　表)
2.料金表1(小型空調1種)(消費税等相当額を含みます。)
(1)基本料金
<table><tr><td>1か月につき</td><td>3,069.00 円</td></tr></table>(2)基準単位料金
<table><tr><td></td><td>冬　期</td><td>その他期</td></tr><tr><td>1立方メートルにつき</td><td>165.46 円</td><td>155.78 円</td></tr></table>(3)調整単位料金
(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3.料金表2(小型空調2種)(消費税等相当額を含みます。)
(1)基本料金
<table><tr><td>1か月につき</td><td>1,265.00 円</td></tr></table></td><td>変更
変更
変更
変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>小型空調契約(選択約款)(旧)</th><th>料金等定義書(小型空調料金)(新)</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>(2)基準単位料金
<table>
<tr><th></th><th>冬　期</th><th>その他期</th></tr>
<tr><td>1立方メートルにつき</td><td>137.42 円</td><td>127.74 円</td></tr>
</table>
(3)調整単位料金
(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</td>
<td>(2)基準単位料金
<table>
<tr><th></th><th>冬　期</th><th>その他期</th></tr>
<tr><td>1立方メートルにつき</td><td>176.75 円</td><td>167.07 円</td></tr>
</table>
(3)調整単位料金
(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</td>
<td>変更</td>
</tr>
</table>